

貸借対照表

(2025年12月31日 現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	790,658,447	流動負債	626,770,177
現金及び預金	646,190,838	買掛金	34,087,964
売掛金	81,381,140	1年内返済予定の長期借入金	70,000,000
契約資産	21,689,246	未払金	41,934,475
仕掛品	1,305,892	未払費用	62,115,193
前払費用	26,066,951	未払法人税等	2,290,000
その他	17,853,676	未払消費税等	43,980,439
貸倒引当金	△ 3,829,296	契約負債	367,383,449
固定資産	6,132,151	返金負債	2,043,800
有形固定資産	655,744	預り金	2,934,857
工具、器具及び備品	655,744	固定負債	223,286,873
投資その他の資産	5,476,407	長期借入金	220,000,000
長期前払費用	315,766	長期契約負債	3,286,873
差入保証金	5,160,641		
		負債合計	850,057,050
		(純 資 産 の 部)	
		株主資本	△ 124,966,380
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	994,204,839
		資本準備金	530,602,419
		その他資本剰余金	463,602,420
		利益剰余金	△ 1,219,171,219
		その他利益剰余金	△ 1,219,171,219
		繰越利益剰余金	△ 1,219,171,219
		(うち当期純損失)	△ 182,929,715
		新株予約権	71,699,928
		純資産合計	△ 53,266,452
資産合計	796,790,598	負債純資産合計	796,790,598

個別注記表

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年～5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に治験・臨床研究のクラウド型文書管理支援を目的としたSaaSプロダクトを提供しております。収益は主に、自社開発のSaaSプロダクトの利用料により生じます。SaaSプロダクトの利用料は、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、その期間にわたり収益を認識しております。

また、当社は、SaaSプロダクトを利用できるように設定等を行う初期設定サービス及びSaaSプロダクト内の追加オプションが利用できるようになる追加設定サービスを提供しております。初期設定サービス及び追加設定サービスについては、顧客との契約内容から一定の期間にわたり充足される履行義務かどうかを判断し、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断したものは、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、進捗度の見積りは、見積原価合計に対する発生原価の割合で算出しております。一定の期間にわたり履行義務が充足されるものではない場合には、一時で充足される履行義務として、弊社が顧客にサービスを提供し、顧客が検収した時点で収益を認識しております。なお、取引対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において流動負債の「その他」に含めて表示していた「未払消費税等」は、当事業年度において金額的重要性が増したため、表示の明瞭性を高める観点から、当事業年度より区分掲記しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	4,000株
A種優先株式	860株
B種優先株式	1,350株
B2種優先株式	1,063株
C種優先株式	183株
合計	7,456株

(2) 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式	631株
B2種優先株式	133株

4. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。